

平成26年2月吉日

お客様 各位



## 改正消費税法の対応に関するお知らせ

拝啓 時下ますますご清栄のこととお慶び申し上げます。

さて、平成24年8月に成立した「社会保障の安定財源の確保等を図る税制の抜本的な改革を行うための消費税法の一部を改正する等の法律」（平成24年法律第68号、以下「改正消費税法」）が交付され、平成25年10月1日付の閣議により平成26年4月1日に消費税率が8%に引き上げられることが決定されました。これに伴う弊社における消費税等の取扱いにつきまして、下記の通りご案内申し上げます。

敬具

### 記

改正消費税法により、平成26年4月1日以降に弊社がご提供する商品・サービス等に係る消費税率は、新税率8%となります。

尚、既に現行税率5%にてご契約済のお取引につきましても、サービス等のご提供時期が平成26年4月1日以降に係る部分につきましては、新税率8%をご請求させていただきます。また、既に現行税率5%にてご請求・お支払済のお取引につきましても、サービス等のご提供時期が平成26年4月1日以降に係る部分につきましては、新税率8%との差額分をご請求させていただきますことを予定しております、予めご了承頂きますようお願い申し上げます。

誠に恐れ入りますが、ご理解を賜りますよう何卒よろしくお願い申し上げます。

本件に関してご質問等がございましたら、弊社総務部までお問い合わせ願います。

以上